

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2012～2014

課題番号：24243007

研究課題名(和文) 人権条約実施状況の分析を通じた欧州地域秩序の「憲法化」構造の把握

研究課題名(英文) Toward a Conceptualization on Structure of Constitutionalization of European Regional Order through an Analysis of Implementation of the Human Rights Convention

研究代表者

小畑 郁 (Obata, Kaoru)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40194617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 19,400,000円

研究成果の概要(和文)：欧州では、人権条約制度、EUおよび各国は、価値の共有意識を基盤として、制度的にも緊密な関係を保ち、一種の「憲法秩序」としてのまとまりをもっている。しかし、この憲法秩序においては、人権条約制度ないしEU制度が階層的秩序の頂点に立つというような、近代国内憲法(学)が想定するようなヒエラルキー構造は存在しない。

内部的な各国との緊張関係のゆえに、人権裁判所も介入を可能な限り価値中立的に行おうとする。比例原則の一般化はそれを示す代表例である。しかし他方、外部との関係では、人権の原則的な保障を確保しようというモーメントが強く働く。ノン・ルフールマン原則の解釈適用でもその傾向が現れている。

研究成果の概要(英文)： In Europe, the Human Rights Convention, European Union (EU) and national legal order constitute a “constitution” with sense of sharing a common set of values and strong institutional connection. In this “constitution”, no hierarchical structure exists since neither Convention nor EU occupies the top of the order.

Internally, the Human Rights Court seeks to exercise control over national orders in a value-neutral way, for tensions between European standards and national constitutional tradition. The principle of proportionality is thus generalized. On the other hand, strong integrity in European standards is rather emphasized toward “outside”. “Absolute” nature of freedom from torture is secured in the context of non-refoulement principle.

研究分野：国際法学

キーワード：ヨーロッパ人権条約 EU法 地域秩序の憲法化 国際人権法 国際法と国内法の関係

## 1. 研究開始当初の背景

モノ・サービス・カネが国境を越えて自由に行き来する経済のグローバル化は、リスクのグローバル化をももたらし、ガヴァナンスを世界規模で議論しなければならない必要性は飛躍的に高まっている。市場に直接関わる規範のみならず、統治原理・規範ですら、一国が自由に維持・発展させることができるものではなく、国際的調和を求められている。さらに、国際機構が自ら行う国際的公共活動も、グローバル化しているリスクを管理するために頻繁に用いられるようになったが、これを近代立憲主義的諸価値に適合させるという、必要であるが困難な課題も明白になってきた。こうして、グローバルな公共空間を構築し、その構成原理のなかに近代立憲主義的価値、なかんづく人権の要請を組み込むこと(グローバル空間の憲法秩序化 constitutionalization)が求められている。しかし、グローバル・レベルの秩序と、各国の法制度(場合によっては憲法秩序)との緊張関係は、前者が憲法秩序化すればするほど高まるという深刻なジレンマがある。

ヨーロッパ人権条約(以下、人権条約という)は、個人の不服を司法的に処理するという体制をいち早く整え、欧州の中核諸国のみならず周辺諸国へも適用範囲を広げ、豊富な判例法をそれらの国々に提示してきた。また欧州連合(EU)は、その行為によって影響を受ける個人・法人にその司法機関である欧州司法裁判所(ECJ)への訴権を与え、またEU法の適用について国内裁判所からECJへの先行判決(preliminary ruling) 手続が整えられている。そこでは、人権条約を重要な構成要素とする基本権規範が適用される。このように、欧州地域は、人権の国際的保障について、先駆的な経験を有していた。

さらに最近、この地域秩序の憲法秩序化をほとんど確定させる出来事が相次いで生じた。リスボン条約(2009年12月1日)および人権条約第14議定書(2010年6月1日)の発効により、EU基本権憲章の法的効力が認められ、またEUの人権条約への加入の方針が決定されるに至った。リスボン条約によるEU条約改正では、実質的に最初の条文である2条に「価値」と題する規定がおかれ、EUがその基礎を民主主義、法の支配や人権といった諸価値におくことが謳われた。

## 2. 研究の目的

本研究の研究代表者・連携研究者(以下、本研究の参加者という)は、2002年から実質的な活動を開始した「ヨーロッパ人権裁判所(以下、人権裁判所)判例研究会」の構成員として、人権条約の実施機関である人権裁判所の判例研究を中心として、欧州地域の人権保障システムの研究を行ってきた。最近では、国際レベルの動向のみならず、各国(憲法)裁判所の動向についても注目し、人権裁判所やECJとの関係を、ハーモナイゼーシ

ョンとその限界という観点から考察してきた。

本研究は、そうした現象面の研究をより理論的に昇華すべく、最近の動向に照らして、憲法秩序化と多層的構造の維持・発展という視角で、かかる現象を総合的に捉えようとしたものであった。

## 3. 研究の方法

本研究は、3つの柱を立てて進めた。

第1の柱の判例研究では、人権裁判所の判例とEU法の審査可能性をめぐる各国(憲法)裁判所の判例などをとりあげた。また、第2の柱として、EUの人権条約への加入の法的枠組みをめぐる現在の議論を、研究会で分担してレビューを行った。第3の柱として、理論面での検討を行い、以上からインプットされる実際的諸問題に留意しながら、文献の検討と欧州の学界との交流を通じて、憲法秩序化の構造とダイナミクスを理論的に解明しようとした。

主として、第2・第3の柱との関係で、欧州で調査・研究交流を行った。本研究の対象である欧州地域からレビューをうけるため、また、研究の取りまとめと国民・社会への発信のため、欧州において2回にわたり、国際シンポジウムを開催した。

研究会は、2012年度1回、2013年度4回、2014年度4回の計9回開催し、そのほか、より詳細な研究を要する判例を洗い出すことを目的として、ヨーロッパ人権裁判所の諸判例を集团的にレビューする「判例レビュー・セッション」を2014年度に3回開催した。

## 4. 研究成果

以上の研究の結果は、5の研究発表に示されているが、その概要を本研究の目的に即して、やや強引にまとめて提示すると次のようになる。

第1に、締約国やEUと、人権条約制度との関係から明らかのように、それらの諸制度は、価値の共有意識を基盤として、制度的にも緊密な関係を保っているから、欧州は、一種の「憲法秩序」としてのまとまりをもっているといえることができる。このまとまりは、とくに経済的な危機を背景とする、さまざまな挑戦や動揺にもかかわらず、容易に分解するようには思われない。その意味で、欧州において、たしかに一つの憲法秩序ということが可能なものが確立しているということは、不可能でないばかりでなく、このまとまりの有機的な関係を捉える上で有用でもある。

第2に、しかしながら、人権条約制度ないしEU制度が階層的秩序の頂点に立つような、近代国内憲法(学)が想定するようなヒエラルキー構造を示すものではない。このことは、近年唱えられている「憲法多元主義」の主張を裏書きするものである。

第3に、このような憲法秩序化が生ずる社

会的基盤は、モノ・サービス・カネ（資本）が大規模にまた大きな速度で、国境を越えて移動し、ヒトもまたそれとともに移動していること、ひらたくいえば、グローバル化と欧州の経済統合の進展にあるといえる。このため、一国の国内で自己完結的にガヴァナンスを考え、それ以上には、それを寄せ集めればよい、ということでは済まず、ガヴァナンスを越境的に展開しなければならないという事態が生じている。それは、国内法を域外への影響があるからといって謙抑的に適用するわけにはいかず、また国際機関の決定が国内に影響を及ぼすことを完全には排除できない事態を意味している。そこで、一方では、従来、国内の民主主義や裁判所制度に委ねられていた問題に、国家を超える審級から統制を及ぼす必要性が生じてきたのである。したがって、一方では、欧州レベルの審級からの国内への介入がより一層強まるのである。

第4に、そのように各国からみれば、欧州の審級からの介入が広範になり、さらに強化されるがゆえに、この介入を中和しようという試みが繰り返されることになる。「評価の余地」の強調がその現れであるが、人権裁判所の側でも、この介入を可能な限り価値中立的に行おうとする傾向が強くなる。それが、比例原則の一般化であり、手続保障化である。この綱引きのなかで強調される「補完性」原理は、各国の人権保障の手続の実効性を関数として、介入を強化する方向にも介入を抑制する方向にも働く。

第5に、このようなまとまりを維持し、人権の原則的な保障を確保しようというモメントとして重要なのは、「外部」とのかかわりである。「外部」との関係で、これまで蓄積してきた欧州の基準を普及していくことは、グローバル化のなかで欧州が経済的に優位な地位に立つために不可欠ともいえる。そのようなミッションを強く自覚せざるをえない場合に、欧州レベルの審級の一体性（integrity）を、強調する傾向が生ずると考えられる。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計52件）

(1) 小畑郁 'The European Human Rights System beyond Europe: Interaction with Asia', *Journal für Rechtspolitik*, Bd. 23, Heft 1, S. 35-42 (2015年3月) [査読有]

(2) 小畑郁 「グローバル化による近代的国際／国内法秩序枠組みの再編成」『社会科学研究 65(2)』(2014年) 143 - 156頁。[査読有]

(3) 小畑郁 「人権条約機関における人権概念と判断手法」『比較法研究 75』(2013年) 221-227頁。

(4) 北村泰三 「国際人権法における『補完性原

則』の意義」『国際人権 25』(2014年) 18-24頁。

(5) 北村泰三 「警察取り調べにおける弁護人立会権をめぐる人権条約の解釈・適用問題」『法学新報 120(9・10)』(2014年) 161 - 236頁。

(6) 北村泰三 「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代的変容(2)」『中央ロー・ジャーナル 10(1)』(2013年) 63 - 117頁。

(7) 戸波江二 「成年後見人の選挙権制限の違憲性」『早稲田法学 88(4)』(2013年) 1 - 29頁。

(8) 建石真公子 「フランス2008年憲法改正における違憲審査と条約適合性審査(2)」『法学志林 111(3)』(2014年) 1-24頁。

(9) 建石真公子 「フランス憲法院における比例原則による基本権保護」『比較法研究 75』(2013年) 37-49頁。

(10) 建石真公子 「ヨーロッパ人権裁判所による『公正な裁判』保護の拡大」『比較法研究 74』(2013年) 18-35頁。

(11) 江島晶子 「グローバルプロセスとしての国際人権法」『国際人権 25号』2014年、30-33頁。

(12) 江島晶子 「比例原則のグローバル化」『比較法研究 75』(2013年) 214 - 220頁。

(13) 江島晶子 「イギリスにおける比例原則の継受」『比較法研究 75』(2013年) 246-252頁。

(14) 江島晶子 「Emerging Transjudicial Dialogue on Human Rights in Japan」『明治大学法科大学院論集 14』(2014年) 139-167頁。

(15) 江島晶子 「ヨーロッパ人権裁判所と国内裁判所の『対話』？」坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』(信山社、2013年) 85-119頁。

(16) 村上正直 「人権条約の意義と日本の課題」『学会会報』(2014年2号) 35-39頁。

(17) 齋藤正彰 「憲法の国際法調和性と多層的立憲主義」『北星学園大学経済学部・北星論集 52巻2号』(2013年) 303-314頁。

(18) 鈴木秀美 「公共放送の内部監督機関の委員構成と放送の自由」『慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 65号』(2015年3月) 107-119頁。

(19) 大藤紀子 「ヨーロッパ人権裁判所における人種差別表現規制について」『国際人権 24』(2013年) 43-47頁。[査読有]

(20) 大藤紀子 「長期間滞在する第三国国民への生存権の平等な保障」『貿易と関税 60巻12号』(2012年) 69-75頁。

(21) 門田孝 「ヨーロッパ人権条約の解釈とその国内法的効力」『国際人権 23号』(2012年) 29-33頁。[査読有]

(22) 申恵ボン 「人権保障のための積極的義務としての手続的義務」『国際法外交雑誌 112(4)』(2014年) 26-52頁。[査読有]

(23) 山元一 「憲法的思惟」vs「トランスナショナル人権法源論」『法律時報 87巻4号』

(2015年) 74-79頁。

(24) 山元一「現代憲法理論における主権」『法学77(6)』(2014年) 235-269頁。

(25) 西片聡哉「欧州人権条約の個人申立受理における「相当な不利益」基準の機能」『京都学園法学75=76号』(2015年) 67-88頁。

(26) 西片聡哉「欧州人権条約における個人申立権の濫用」坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』(信山社、2013年) 153-168頁。

(27) 須網隆夫「グローバル立憲主義とヨーロッパ法秩序の多元性」『国際法外交雑誌113巻3号』(2014年) 25(325)-55(355)頁。

(28) 須網隆夫「ヨーロッパにおける憲法多元主義：非階層的な法秩序像の誕生と発展」『法律時報85(11)』(2013年) 43-38頁。

(29) 前田直子「Reinforcement of the Execution of Judgment of the European Convention on Human Rights」『名古屋大学法政論集258号』(2014年) 91-102頁。

(30) 菅原真「新しい在留管理制度について」『調査季報中部圏研究182』(2013年) 12-18頁。

ほか22件

〔学会発表〕(計24件)

(1) 小畑郁「Towards Multi-Layered Constitutionalization in East Asia and Related Challenges 2014年度名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議「東アジア『統合』の時代における多層的憲法秩序化の展望」」2015年2月8日、ホテルメルパルク名古屋。

(2) 小畑郁「How does Globalization Work」, Workshop on Global Constitutionalism and East Asia in Leuven, 2014年2月20日~2014年2月21日、ベルギー(College Van Premonstreit)。

(3) 小畑郁、「Towards a Pluralistic Conception of Human Rights Protection on Global Level」, Symposium on “Contextual Approach to Human Rights and Democracy”、2013年2月19日、Council of Europe、

(4) 戸波江二「立憲主義とナショナリズムとの対立」第9回日中公法学シンポジウム(招待講演) 2013年11月30日、上海・華東政法大学[招待有]

(5) 建石真公子、「Source du droit et interprétation des juges- émergence d’ un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux des droits de l’ homme à la Cour suprême du Japon- ”Aux sources nouvelles du droit ” Centre de Théorie et Analyse du Droit、2015年3月19日、Université Paris Ouest, France

(6) 建石真公子、「Le droit au respect de la dignité et le droit de la personnalité dans la Constitution japonaise」Symposium on “Contextual Approach to Human Rights and Democracy”、2013年02月18日、Council of Europe, Strasbourg,

France

(7) 建石真公子「憲法改正後のフランス憲法院における比例原則」比較法学会学術総会、2013年06月01日、青山学院大学青山キャンパス

(8) 江島晶子、「Possibility of a Multi-layered System for the Protection of Human Rights」Symposium on “Contextual Approach to Human Rights and Democracy” 2013年02月18日、Council of Europe, Strasbourg, France

(9) 大藤紀子「欧州評議会における人種差別への取り組みと差別的表現規制」国際人権法学会研究大会、2012年11月10日、慶應義塾大学三田キャンパス

(10) 西片聡哉、「Right to know in the case law of the European Court of Human Rights: Suggestion to Japan」Seminar on “Human Rights Approach to Environment Protection”、2013年02月21日、Liefmannhaus, University of Freiburg, Germany

(11) 須網隆夫、「Global Constitutionalism and East Asia: How can Constitutionalism in the EU extend to the outside?」Workshop on Global Constitutionalism and East Asia in Leuven、2014年2月20日~2014年2月21日、ベルギー(College Van Premonstreit)

(12) 河合正雄「受刑者選挙権訴訟について」国際人権法学会、2013年11月24日、名古屋大学

ほか12件

〔図書〕(計26件)

(1) 小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化』(信山社、2014年9月)、全xxxvii+536+xii頁。

(2) 戸波江二ほか『憲法の規範力と憲法裁判』(信山社、2013年) 全364頁。

(3) 建石真公子『憲法と人権条約』(有信堂、2014年) 全560頁。

(8) Fergal Davis, Akiko EJIMA ほか、Surveillance, Counter-Terrorism and Comparative Constitutionalism (Routledge, 2014) 全431頁(192-209頁)。

(4) 長谷部恭男、江島晶子ほか『現代立憲主義の諸相 - 高橋和之先生古稀記念』(有斐閣、2013年) 全750頁(85-114頁)。

(5) 阿部浩己『国際法の人権化』(信山社、2014年7月) 全354頁。

(6) 初川満、阿部浩己ほか『緊急事態の法的コントロール』(信山社、2013年) 全272頁。

(7) 松本和彦、鈴木秀美ほか『日独公法学の挑戦』(日本評論社、2014年) 全320頁。

(16) 山元一、大藤紀子『フランス憲政学の動向』(慶應義塾大学出版会、2013年) 全313頁。

(8) 近藤敦(編) 申惠ボンほか『外国人の人権へのアプローチ』(明石書店、2015年3月)

全 206 頁 ( 申 60-76 頁 )  
(9)申惠ボン『国際人権法』(信山社、2013 年)  
全 659 頁。

(10)水島明穂 ( 編 ) 山元一、愛敬浩二ほか  
『立憲のダイナミズム』(岩波書店、2014 年)  
全 318 頁 ( 73-112 頁、225 - 250 頁。)

(11)The EFTA Court, ed. 須網隆夫ほか、  
The EEA and the EFTA Court, Decentered  
Integration(Hart Publishing、2014), 全 544  
頁 ( 須網 529-540 頁 )

(12)植野妙実子、菅原真ほか『法・制度・権  
利の今日の変容』(中央大学出版部、2013 年)  
全 480 頁(363-404 頁)。

(13)フランス憲法判例研究会(編集代表 辻村  
みよ子)『フランスの憲法判例』(信山社、  
2013 年) 全 440 頁。

ほか 13 件

〔産業財産権〕

出願状況 ( 計 0 件 )

取得状況 ( 計 0 件 )

〔その他〕

ホームページ等

・ヨーロッパ人権裁判所判例研究会

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~hqechr/research/>

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

小畑 郁 (OBATA, Kaoru)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・  
教授

研究者番号 : 40194617

### (2)研究分担者

戸波 江二 (TONAMI, Koji)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号 : 00103911

本 秀紀 (MOTO, Hidenori)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・  
教授

研究者番号 : 00252213

建石真公子 (TATEISHI, Hiroko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号 : 20308795

北村 泰三 (KITAMURA, Yasuzo)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 30153133

江島 晶子 (EJIMA, Akiko)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 40248985

### (3)連携研究者

薬師寺公夫 (YAKUSHIJI, Kimio)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 50144613

阿部浩己 (ABE, Kouki)

神奈川大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 90222645

村上正直 (MURAKAMI, Masanao)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号 : 70190890

齋藤正彰 (SAITO, Masaaki)

北星学園大学・経済学部・教授

研究者番号 : 60301868

鈴木秀美 (SUZUKI, Hidemi)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号 : 50247475

大藤紀子 (OFUJI, Noriko)

獨協大学・法学部・教授

研究者番号 : 00296287

戸田五郎 (TODA, Goro)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号 : 90207580

門田孝 (MONDEN, Takashi)

広島大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 20220113

申惠ボン (SHIN Hae Bong)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号 : 20286222

山元一 (YAMAMOTO Hajime)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 10222382

中井伊都子 (NAKAI Itsuko)

甲南大学・法学部・教授

研究者番号 : 70280683

馬場里美 (BABA Satomi)

立正大学・法学部・准教授

研究者番号 : 60339661

西片聡哉 (NISHIKATA Toshiya)

京都学園大学・法学部・准教授

研究者番号 : 60434651

須網隆夫 (SUAMI Takao)

早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 80262418

愛敬浩二 (AIKYO Koji)  
名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・  
教授  
研究者番号：10293490

徳川信治 (TOKUGAWA Shinji)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：60280682

前田直子 (MAEDA Naoko)  
京都女子大学・法学部・講師  
研究者番号：80353514

河合正雄 (KAWAI Masao)  
弘前大学・人文学部・講師  
研究者番号：90710202

菅原真 (SUGAWARA Shin)  
名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准  
教授  
研究者番号：30451503